

当座勘定規定（専用約束手形口用）（新旧対照表）

現行	改定後
第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。	第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 ただし、他行（埼玉りそな銀行・関西みらい銀行・みなど銀行を除きます。以下同じ。）を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。
第7条（手形の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合は、当座勘定から支払います。	第7条（手形の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ただし、2026年10月1日以降に振り出された小切手または手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。
第8条（手形用紙） ①当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。	第8条（手形用紙） ①当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。 ただし、2026年9月30日までに振り出ししてください。
第15条（振出日、受取人記載もれの手形） ①手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第15条（振出日、受取人記載もれの手形） ①手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
(2025年10月1日現在)	(2026年4月1日現在)
約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。